

京都市告示第 281 号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成，介護予防若しくは介護予防支援計画の作成，介護予防・日常生活支援若しくは介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は施設介護を担当する機関から，生活保護法第 50 条の 2（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

令和 2 年 8 月 14 日

京都市長 門川大作

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
居宅療養管理指導	三木歯科医院	中京区聚楽廻東町 1 5 グランド ムール聚楽 1 F	令和 2 年 6 月 30 日
介護予防居宅療養 管理指導	三木歯科医院	中京区聚楽廻東町 1 5 グランド ムール聚楽 1 F	令和 2 年 6 月 30 日

介護機関休止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
居宅療養管理指導	川居歯科医院	左京区川端仁王門下る孫橋町 2 3 の 1	令和 2 年 7 月 14 日
介護予防居宅療養 管理指導	川居歯科医院	左京区川端仁王門下る孫橋町 2 3 の 1	令和 2 年 7 月 14 日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
訪問介護	アプリシエイト訪問介護ステーション	伏見区醍醐御霊ケ下町27-16	伏見区醍醐西大路59-2 パルアベニユー醍醐105号	平成30年4月1日
総合事業 訪問型サービス	アプリシエイト訪問介護ステーション	伏見区醍醐御霊ケ下町27-16	伏見区醍醐西大路59-2 パルアベニユー醍醐105号	平成30年4月1日

介護機関名称変更

サービスの種類	変更前名称	変更後名称	所在地	変更年月日
訪問看護	まるお訪問看護ステーション	めぐみ訪問看護ステーション	伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセオ・ダイゴロー西館2F	令和2年6月1日
居宅介護支援	まるお訪問看護ステーション	めぐみ訪問看護ステーション	伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセオ・ダイゴロー西館2F	令和2年6月1日
介護予防訪問看護	まるお訪問看護ステーション	めぐみ訪問看護ステーション	伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセオ・ダイゴロー西館2F	令和2年6月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)